

川崎市上下水道局企業職員の妊娠障害（つわり）休務に関する取扱要綱

（平成3年6月28日3川水総職第208号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、妊娠時にみられる「つわり」により、職務に従事することが困難な上下水道局企業職員（以下「職員」という。）が、その母体保護のために休務（以下「つわり休務」という。）する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象職員）

第2条 対象職員は、つわりにより職務に従事することが困難である職員とする。

（つわり休務の日数等）

第3条 つわり休務は、職員が妊娠した時から産前休暇に入る日の前日までの期間において、通算して7日を超えない範囲内で半日（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）にあつては、1日の正規の勤務時間の半分に相当する時間として所属長が認める時間）又は1日を単位として付与する。

（服務の取扱い）

第4条 つわり休務は、職免とする。

（関係書類）

第5条 川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年水道局規程第15号）第22条第2項の関係書類は、母子健康手帳の写し又は医師の診断書の写しとする。

（例月給与の取扱い）

第6条 つわり休務の期間に係る給与は、有給とする。ただし、つわり休務を

含め月の全日数にわたって勤務しなかった場合には、通勤手当、特殊勤務手当及び管理職手当は支給しない。

2 前項本文の規定は、会計年度任用職員については、適用しない。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、つわり休務に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総総第2041号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月1日2川上総庶第471号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員妊娠障害（つわり）休務に関する取扱要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。